



「大学評価から見た薬学教育課題に対する薬学教育評価機構の役割」

令和5年度新薬剤師養成問題懇談会

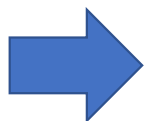
薬学教育評価機構

理事長 西島正弘



厚生労働省及び文部科学省からの 薬学教育に対する提言

- 厚生労働省「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」のとりまとめ(令和3年6月)
- 文部科学省「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」のとりまとめ(令和4年8月)



本日提供する話題

- ・検討会からの提言
- ・評価機構の役割
- ・機構による評価について
- ・提言を受けての検討事項



厚生労働省「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」のとりまとめ（令和3年6月）

●養成（入学定員、薬剤師確保）

●薬学教育（カリキュラム、教員、卒業までの対応）

- ・今後の薬剤師が目指す姿を踏まえた薬学教育モデル・コア・カリキュラム
- ・国家試験対策中心の学習に偏重することなく、6年間を通じた研究のカリキュラム維持
- ・教員の養成と質の向上が重要。最新の臨床現場の理解と研究能力有することが必要。
- ・修学状況（進級率、標準修業年限内での国家試験合格率など）等の課題を有する大学が存在することを改善するため、これらの情報の適切な公表、**薬学教育評価機構による第三者評価結果の効果的な活用、評価結果のわかりやすい公表を行うべき**

●国家試験



文部科学省「薬学系人材養成の在り方に関する 検討会」のとりまとめ（令和4年8月）

3. 今後の薬学部教育の改善・充実の方向性

*薬学教育第三者評価の在り方についての提言

（4） 内部質保証と薬学教育評価（第三者評価）への対応

○ 薬学教育第三者評価については、学校教育法に基づき大学全体を対象に行う認証評価（機関別認証評価）に加えて、平成25年度より教育の質を保証することを目的とした分野別評価として行われている。

○ 現在、第二サイクルが開始されているが、評価により指摘された事項に対する対応が不十分、指摘事項を教育活動の改善に反映しPDCAを回すサイクルが確立できていない等の指摘がある。

→ 留年率や退学等の割合が高い大学や標準修業年限内の卒業率及び国家試験合格率等に改善が見られない大学は、重点的かつ組織的にその要因の特定に取り組む必要がある。

→ その前提として、第三者評価が求めている内部質保証システムの具体的な内容を組織全体で理解するための取組みが重要である。



薬学教育評価機構の役割

一般社団法人薬学教育評価機構 定款

(事業) 第4条

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬学教育プログラムの評価事業
- (2) 薬学教育プログラムの充実・向上に関する教育事業
- (3) 薬学教育プログラムの充実・向上に関する調査研究
- (4) 薬学教育プログラムに関する機関誌及び学術図書等の発行
- (5) 関連諸団体との情報交換及び協力
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業



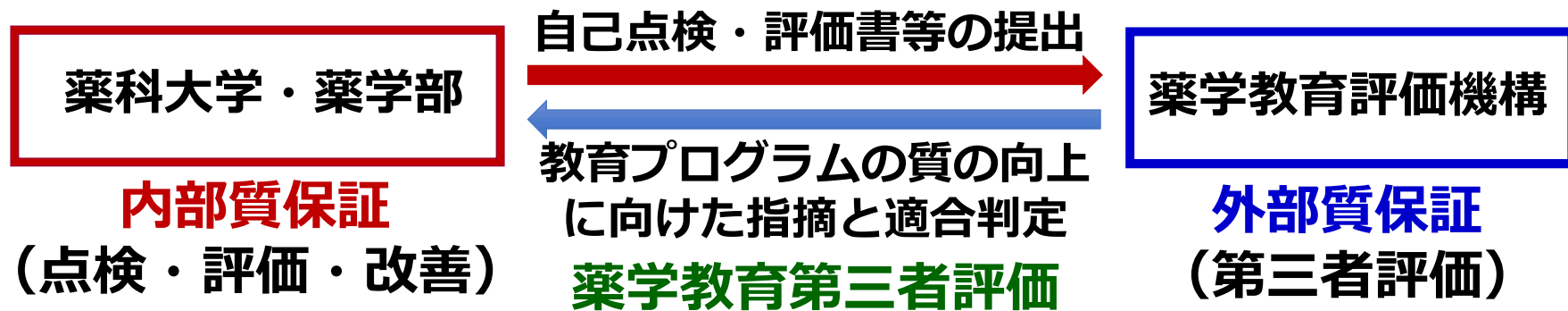
薬学教育評価の目的

1. 機構が定める「薬学教育（6年制）第三者評価評価基準」（以下、「評価基準」とします。）への適合認定を行い、各大学における薬学教育プログラムの質を保証する。
2. 評価の結果を各大学にフィードバックし、各大学の薬学教育プログラムの改善を促進する。
3. 評価の結果を基に各大学の薬学教育プログラムの質を社会に示し、広く国民の理解と支持が得られるよう支援する。

→ 機構の評価は、評価基準に基づく大学の「薬学教育プログラム」に関する自己点検・評価（内部質保証）に対する第三者評価（外部質保証）であり、国家試験合格率などの修学状況に関わる数値そのものを直接の評価対象とすることはない。



薬学教育プログラム評価と質保証

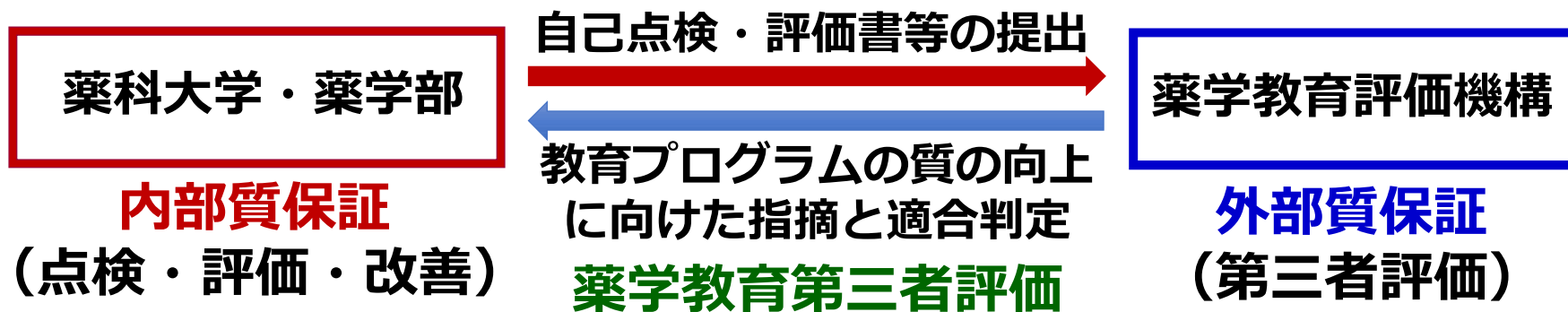


内部質保証とは（教学マネジメント指針より）、

- 大学等が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証すること。
- 高等教育機関における質保証とは、大学設置基準等の法令に明記された最低基準としての要件や認証評価等で設定される評価基準に対する適合性の確保に加え、自らが意図する成果の達成や関係者のニーズの充足といった様々な質を確保することとされる。



薬学教育プログラム評価と質保証



外部質保証としての薬学教育評価機構による第三者評価は、
大学が作成した自己点検・評価書に対するピアレビューにより、
○ 長所・助言・改善すべき点を指摘することによって、薬学教育プログラムの改善を図り、
○ 基準への適合判定を行うことによって当該プログラムの質を対社会的に保証する、
分野別評価である。



評価機構による評価について（現状）

- 会員である全国薬系78大学を対象に、評価基準に基づく7年に一度のピアレビュー評価（年3-13大学）を実施している。
- 薬科大学に法令上の受審義務はないが、実務実習を受ける際の学生の条件として、学生の資質の確認があり、大学で質の高い薬学教育が行われているかを第三者（評価機構）が確認することが必要とされている。
- 評価事業は、会員大学を評価することになるため、理事会とは独立して実施している。 ← 理事会が総合評価評議会に評価事業を委託
- 評価では、「評価基準」を構成する10の『項目』ごとに、受審大学から提出される「自己点検・評価書」に基づき、現状を評価し、適合水準に達しているかどうかの判断を行う。
- 入学定員の適正な管理については、「大学設置基準」に基づく「機関別認証評価（大学基準協会等で行うもの）で評価されるので、薬学教育評価では「薬学教育プログラムを学修し、修了することができる資質・能力を有する人材を入学させているか」という観点から評価を行う。
- 評価結果の公表は、大学へ送付した評価結果をそのままホームページに掲載している。



提言を受けての評価機構の検討・実施事項 1

- ・留年率や退学等の割合が高い大学や標準修業年限内の卒業率及び国家試験合格率等に改善が見られない大学は、重点的かつ組織的にその要因の特定に取り組む必要がある。
- ・薬学教育評価機構による第三者評価結果の効果的な活用、評価結果のわかりやすい公表を行うべき。

<6年制薬学教育プログラムの評価事業>

- ・大学における修学状況については、第2期の大学評価の「内部質保証」の基準・観点において、大学が行うべき「質的・量的な解析」として、「在籍（留年・休学・退学等）及び卒業状況（入学者に対する標準修業年限内の卒業者の割合等）の入学年次別分析等」を示しており、これらに関する大学による自己点検・評価については、すでに評価結果に反映されている。
- ・入学者の能力及び入学者数に関しては、「学生の受け入れ」における基準・観点に、「入学者（編入学も含む）の資質・能力が、入学者の受け入れに関する方針に基づいて適切に評価されていること」（基準4-1）、「入学者の資質・能力について検証され、その結果に基づき必要に応じて入学者受入れの改善・向上等が図られていること」（観点4-1-5）、「入学者数が定員と乖離していないこと」（基準4-2）、「入学者数の適切性について検証が行われ、必要に応じて改善が図られていること」（観点4-2-2）という基準・観点から評価している。
- ・評価結果のわかりやすい表示方法の検討（次ページ）
 - 1) 各大学の評価結果の見やすさ
 - 2) 大学間の比較ができる結果表示



- ホーム
 - お知らせ
 - ご挨拶
 - 組織・沿革
 - 評定基準の改定
 - お問い合わせ
- ### 活動内容
- 研修会等
 - 研究会
 - 評定事業・評定関係資料
- ### 活動内容
- 定例会
 - 定例会
- ### 活動内容
- 定例会
 - 定例会

薬学教育評価

20●●年度「薬学教育評価」の結果について

(1)「薬学教育評価」の結果、「薬学教育評価 評価基準」への適合認定を行った大学

(2023/08/07)

設置形態	大学名	評価結果	大学の自己点検・評価
公立	□□大学	評価結果	自己点検・評価書 / 薬学教育 評価書
国立	▽▽大学	評価結果	自己点検・評価書 / 薬学教育 評価書
私立	●●薬科大学	評価結果	自己点検・評価書 / 薬学教育 評価書
私立	■■大学	評価結果	自己点検・評価書 / 薬学教育 評価書
私立	△△大学	評価結果	自己点検・評価書 / 薬学教育 評価書
私立	○○薬科大学	評価結果	自己点検・評価書 / 薬学教育 評価書
私立	●●薬科大学	評価結果	自己点検・評価書 / 薬学教育 評価書



評価結果表示の検討例

●●薬科大学薬学部

I. 総合判定の結果	●●薬科大学薬学部(6年制薬学教育プログラム)は薬学教育評価機構が定める「薬学教育評価評価基準」に適合していると認定する。認定の期間は、2000年3月31日とする。	
II. 総評		総評
III. 『項目』ごとの概評	概要	詳細
1. 教育研究場の目的と三つの方針	本項目は、概ね適合水準に達しているが、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者受け入れの方針」の記述について懸念される点が認められる。	III.1
2. 内部質保証	本項目は、概ね適合水準に達しているが、自己点検・評価の進め方と公表の方法について懸念される点が認められる。	III.2
3-1. 教育課程の編成	本項目は、適合水準に達している。	III.3-1
3-2. 教育課程の実施	本項目は、概ね適合水準に達しているが、実務実習を含めた成績評価について懸念される点が認められる。	III.3-2



提言を受けての評価機構の検討・実施事項 2

- ・ 第三者評価が求めている内部質保証システムの具体的な内容を組織全体で理解するための取組みが重要である。

〈薬学教育プログラムの充実・向上に関する教育・調査事業〉

- ・ 令和6年度に標記事業実施に係る「薬学教育質保証委員会」を設置する。
- ・ 本委員会の活動に先駆けて令和5年度には、理事会運営委員会のWGにおいて以下の活動を行った。

- ① 6年制薬学教育の内部質保証に関するシンポジウム（2022年12月14日）（対象者：学部長、学長、理事長）
- ② 6年制薬学教育の内部質保証に関するワークショップ（2023年4月15日）（対象者：教務責任者）
 - ・ これらのシンポジウム及びワークショップでは、大学における学修者本位の教育を希求するカリキュラムが薬学教育プログラムの内部質保証の基軸と捉え、「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」の改訂を契機に、三つの方針とこれに基づいた適切なカリキュラムの策定をテーマとして実施した。